

大口町告示第26号

大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付要綱（平成24年大口町告示第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「取り消すことができる」を「取り消す」に改め、同条第2項中「命ずることができる」を「命ずる」に改める。

第10条中「返戻されたとき、その額に補助金交付時の定める率を乗じた」を「返戻されたときは、交付した補助金から補助対象となる保証料に補助金交付時の定める率を乗じて算定した交付されるべき補助金を引いた」に改め、同条ただし書を削る。

様式第3中「返戻されたとき、その額に補助金交付時の定める率を乗じた」を「返戻されたときは、交付した補助金から補助対象となる保証料に補助金交付時の定める率を乗じて算定した交付されるべき補助金を引いた」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(補助金の取消し等)</p> <p>第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を<u>取り消す</u>。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の場合において、町長は当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を<u>命ずる</u>。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>第10条 前条第2項又は繰上償還等により保証協会から保証料の全部若しくは一部を<u>返戻されたときは、交付した補助金から補助対象となる保証料に補助金交付時の定める率を乗じて算定した交付されるべき補助金を引いた額を町に返還しなければならない</u>。</p> <p>様式第3 (第5条関係)</p> <p>【別記】</p>	<p>(補助金の取消し等)</p> <p>第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を<u>取り消すことができる</u>。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の場合において、町長は当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を<u>命ずることができる</u>。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>第10条 前条第2項又は繰上償還等により保証協会から保証料の全部若しくは一部を<u>返戻されたとき、その額に補助金交付時の定める率を乗じた額を町に返還しなければならない</u>。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>様式第3 (第5条関係)</p> <p>【別記】</p>

新

様式第3（第5条関係）

大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付要綱第5条の規定により、金 円を交付することに決定したので通知します。

（補助金の返還）

繰上償還等により保証協会から保証料の全部若しくは一部を返戻されたときは、
交付した補助金から補助対象となる保証料に補助金交付時の定める率を乗じて算定
した交付されるべき補助金を引いた額を町に返還すること。

回

様式第3（第5条関係）

大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付要綱第5条の規定により、金 円を交付することに決定したので通知します。

（補助金の返還）

繰上償還等により保証協会から保証料の全部若しくは一部を返戻されたとき、その額に補助金交付時の定める率を乗じた額を町に返還すること。